

薬生食輸発0520第1号  
令和元年5月20日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成31年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(メキシコ産アボカドのピフェントリン)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第4号（最終改正：平成31年4月26日付け薬生食輸発0426第1号）（以下「モニタリング通知」という。）に基づき実施しているところである。

今般、メキシコ産アボカドの輸入時の自主検査において、食品衛生法第11条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第3に下記を追加することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和元年 5月20日	メキシコ	アボカド及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬 (ピフェントリン)	PROMOTORA MEXICANA GAITAN, S. A. DE C. V.